



目 次	ページ
告 示	
○議決を経た予算の要領 (財 政 課)	1
○平成24年度自衛官候補生の募集期間等 (危機管理・防災課)	8
○平成24年度准看護師試験の実施 (医療政策・医師確保課)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	8
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	8
○道路の供用開始 (2 件) (道 路 課)	9
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	9
◎高知県物品購入等関係指名停止要領の一部改正 (総務事務センター)	9
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	9
入札公告	
○一般競争入札 (X線透視撮影装置の購入) の公告 (公営企業局 県立病院課)	9
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	10
正 誤	

◎正誤 (平24・9・3付け 規則) 11

告 示

高知県告示第667号

平成24年9月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

平成24年度高知県一般会計補正予算

平成24年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,509,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,716,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
7	分担金及び負担金	2,538,275	405,082	2,943,357	歳 入 合 計		434,207,315	3,509,631	437,716,946
	2 負担金	2,464,796	405,082	2,869,878					
9	国庫支出金	54,802,887	1,042,364	55,845,251					
	1 国庫負担金	22,380,997	11,144	22,392,141					
	2 国庫補助金	31,463,395	1,029,281	32,492,676					
	3 委託金	958,495	1,939	960,434					
10	財産収入	1,189,035	7	1,189,042					
	1 財産運用収入	902,670	7	902,677					
12	繰入金	30,739,311	208,151	30,947,462					
	2 基金繰入金	30,094,576	208,151	30,302,727					
14	諸収入	17,899,031	27	17,899,058					
	8 雑収入	3,992,326	27	3,992,353					
15	県債	72,626,000	1,854,000	74,480,000					
	1 県債	72,626,000	1,854,000	74,480,000					

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,248,835	△ 444,651	12,804,184		3 農地費	3,452,526	77,509	3,530,035
	1 総務費	12,247,644	△ 450,042	11,797,602	11 水産振興費		4,254,027	558,729	4,812,756
	3 会計管理費	650,980	5,391	656,371		1 水産振興費	4,254,027	558,729	4,812,756
3 危機管理費		2,298,746	22,785	2,321,531	12 土木費		65,710,461	2,392,629	68,103,090
	1 危機管理費	2,298,746	22,785	2,321,531		2 河川費	7,080,274	643,977	7,724,251
4 健康福祉費		70,777,878	404,481	71,182,359		3 砂防費	3,900,896	136,087	4,036,983
	2 健康費	32,032,605	116,870	32,149,475		4 道路橋梁費	28,757,139	611,454	29,368,593
	3 地域福祉費	36,348,748	287,611	36,636,359		7 港湾費	5,632,553	987,671	6,620,224
5 文化生活費		4,799,319	34,317	4,833,636		8 海岸費	2,131,364	13,440	2,144,804
	1 文化生活費	4,799,319	34,317	4,833,636		13 教育費		102,207,102	5,000
6 産業振興推進費		4,611,207	122,298	4,733,505			2 児童費	2,997,294	5,000
	1 産業振興推進費	3,843,435	122,298	3,965,733	14 警察費		22,433,660	42,305	22,475,965
7 商工労働費		8,710,598	145,589	8,856,187		2 警察活動費	2,522,616	42,305	2,564,921
	1 商工費	5,287,354	23,910	5,311,264	15 災害復旧費		3,308,730	17,219	3,325,949
	2 労働費	3,341,901	121,679	3,463,580		2 水産施設災害復旧費	53,896	17,219	71,115
8 観光振興費		1,633,038	5,327	1,638,365	歳 出 合 計		434,207,315	3,509,631	437,716,946
	1 観光振興費	1,633,038	5,327	1,638,365					
9 農業振興費		11,140,999	203,603	11,344,602					
	1 農業費	6,521,073	88,594	6,609,667					
	2 畜産業費	1,167,400	37,500	1,204,900					

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
12 土木費			1,487,241
	2 河川費	社会資本整備総合交付金事業	577,500
	3 砂防費		494,760
		通常砂防事業費	236,460
		急傾斜地崩壊対策事業費	119,700
		災害関連緊急砂防事業費	138,600
	4 道路橋梁費	地域自主戦略交付金事業費	170,681
	5 都市計画費	都市計画街路事業費	133,000
	8 海岸費	港湾海岸高潮対策事業費	111,300
	合 計		1,487,241

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
税務総合システム開発等委託料	平成24年10月10日から 平成33年3月31日まで	897,477
高知大学医学部附属病院のヘリポート整備 事業に対する補助	平成24年10月10日から 平成27年3月31日まで	83,524
医療施設耐震化臨時特例基金事業費補助金	平成24年10月10日から 平成26年3月31日まで	292,251
民間活力活用津波避難施設整備促進事業費 補助金	平成24年10月10日から 平成26年3月31日まで	100,000
工業団地開発関連事業費に対する補助	平成24年10月10日から 平成26年3月31日まで	66,556
港湾荷役機械賃借料	平成24年10月10日から 平成33年3月31日まで	76,911
放置駐車車両確認事務委託料	平成24年10月10日から 平成28年3月31日まで	50,657

2 変 更

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中小企業設備投資促進事 業費補助金	平成24年7月9日から 平成26年3月31日まで	100,000	平成24年7月9日から 平成26年3月31日まで	135,000
ものづくり地産地消推進 事業費補助金	平成24年4月1日から 平成26年3月31日まで	35,000	平成24年4月1日から 平成26年3月31日まで	60,000

第4表 地方債補正
変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港事業費	616,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成25年度から平成54年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	887,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成25年度から平成54年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
河川海岸事業費	3,251,000				3,459,000			
砂防事業費	1,694,000				1,765,000			
道路橋梁 ^{りょう} 事業費	8,074,000				8,333,000			
日本高速道路保有・ 債務返済機構出資金	177,000				669,000			
港湾事業費	366,000				274,000			
公共土木施設等 災害復旧事業費	920,000				926,000			
国直轄事業費 負担金	6,446,000				7,085,000			
計	72,626,000				74,480,000			

平成24年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

平成24年度高知県の会計事務集中管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,689,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
1	会計事務 振替収入	2,412,678	276,819	2,689,497	1	会計事務 集中管理費	2,412,678	276,819	2,689,497
	1	会計事務 振替収入	2,412,678	276,819		2,689,497	1	会計事務 集中管理費	2,412,678
歳入合計		2,412,678	276,819	2,689,497	歳出合計		2,412,678	276,819	2,689,497

平成24年度高知県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度高知県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成24年度高知県電気事業会計予算第4条本文括弧書中「603,723千円」を「629,652千円」に、「減災積立金65,838千円、地域振興積立金26,034千円、過年度分損益勘定留保資金503,662千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,189千円」を「減債積立金65,838千円、中小水力発電開発改良積立金25,929千円、地域振興積立金26,034千円、過年度分損益勘定留保資金503,662千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,189千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資 本 的 収 入	8,016千円		8,016千円
第1項	貸 付 金 償 還 受 入 金	8,016千円		8,016千円
		支 出		
第1款	資 本 的 支 出	611,739千円	25,929千円	637,668千円
第1項	建 設 改 良 費	244,901千円	25,929千円	270,830千円
第2項	企 業 債 償 還 金	65,838千円		65,838千円
第3項	投 資 及 び 基 金	300,000千円		300,000千円
第4項	予 備 費	1,000千円		1,000千円

平成24年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成24年度高知県病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
あき総合病院医療情報システム開発業務委託料	平成24年10月10日から平成26年3月31日まで	648,326

高知県告示第668号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成25年3月及び4月採用予定）
 - (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成24年11月24日（土））
 - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	平成24年11月25日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第669号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、平成24年度准看護師試験を次のとおり行う。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時及び場所
 - (1) 日時
平成25年2月15日（金）午後1時30分から
 - (2) 場所
高知市朝倉己825-5 高知県看護協会
- 2 受験願書の提出期間
平成25年1月4日（金）から同月11日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成25年1月11日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 3 受験願書及び添付書類
受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策・医師確保課に直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (1) 受験願書（県所定の様式によること。）

- (2) 履歴書（県所定の様式によること。）
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (4) 修業（見込み）証明書又は卒業（見込み）証明書
修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成25年3月6日（水）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
- (5) 試験手数料 6,900円（受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号まで又は第5号に該当する者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

平成25年3月8日（金）午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。
また、高知県健康政策部医療政策・医師確保課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成24年12月14日（金）までに高知県健康政策部医療政策・医師確保課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
野市整形外科医 香南市野市町西野2235 平24・10・1院

高知県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
野市整形外科病 香南市野市町西野2235 平24・9・30院

高知県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年10月5日	有限会社ハートセンター 宿毛市中央二丁目9-6	デイサービスセンター・くすの木 宿毛市中央二丁目9-6 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第673号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（レーザ計測）
- 2 作業期間
平成24年10月2日から平成25年3月21日まで

3 作業地域
 室戸市、安芸市、須崎市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市並びに安芸郡東洋町、奈半利町、安田町及び北川村並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町、樽原町、津野町及び四万十町
高知県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年11月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村小島1番2地先から 安芸郡北川村小島127番地先まで	422	平成24年11月2日

高知県告示第675号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年11月2日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村高野字ハイノハラ314番1	46	平成24年11月2日

高知県告示第676号
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
 平成24年11月2日
 高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香美市土佐山田町百石町一丁目	43番2	4.92	23.01	

高知県告示第677号
 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の一部を次のように改正する。
 平成24年11月2日
 高知県知事 尾崎 正直

別表11の項中「と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等して、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する」を「若しくは暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者若しくは暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する」に改める。

附 則

この告示は、平成24年11月2日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成24年10月22日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成24年10月22日（掲示済）
 高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月22日	特定非営利活動法人アルコ	伊藤 由美	高知市役町14番14号 3	この法人は、保育所を運営し、子どもに対する家庭的な保育環境の提供に関する事業を行

イリス		階	うと共に、家庭的保育の普及と、家庭的保育事業を行おうとする者の支援に関する事業を行い、未就学の子どもをもつ父母が安心して子どもを預けて就労等することができる環境作りに寄与することを目的とする。
-----	--	---	--

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
 平成24年11月2日
 高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
X線透視撮影装置 一式
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成25年3月29日
 - (4) 納入場所
安芸市宝永町1番32号
高知県立あき総合病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前
にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に記載されている者であること。

<p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号784-0027 安芸市宝永町1番32号 高知県立あき総合病院総務課 電話番号0887-34-3111</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成24年11月2日（金）から同月22日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年12月21日（金）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年12月20日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 安芸市宝永町1番32号 高知県立あき総合病院本館 6階会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び</p>	<p>第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年11月22日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年11月16日（金）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Type of product required for purchase: Fluoroscopic x-ray apparatus 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Thursday 22 November 2012</p> <p>(3) Date and time for the submission of bid tender: 10:00 A.M. on Friday 21 December 2012 (bid tenders</p>	<p>submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Thursday 20 December 2012)</p> <p>(4) Contact: General Affairs Division, Kochi Prefectural Aki General Hospital, 1-32 Hoei-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan Tel: 0887-34-3111</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成24年11月2日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る購入物品の名称及び数量 木質バイオマス利用木材乾燥システム一式 1台</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成24年10月3日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 大森商機株式会社 愛媛県松山市空港通三丁目9番6号</p> <p>5 落札金額 66,150,000円</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日 平成24年8月21日</p>
---	--	--

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・9・3	号外30	◎規則	1	右 (30・31)	「除いた部分)」を「除きます。)」に、	「除いた部分」を「除きます。」に、